

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>第7条 委員会に、点検・評価実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研究科、研究所、<u>センター</u>、医学部附属病院及び附属図書館（次条において「部局」という。）の長並びに国際高等教育院長の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</p> <p>(3) } (略)</p> <p>4～5 } (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 研究科、研究所、<u>センター等</u>、医学部附属病院及び附属図書館（次条において「部局」という。）の長並びに国際高等教育院長の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>4～5 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> |